【一般社団法人品質工学会/規程】規00013号

慶弔規程

主管 総務部会

制定: 2021年12月8日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人品質工学会(以下「本会」という)における会員の慶弔に関 して規定するものである。

第2章 細目

(慶事)

- 第2条 本会会員の慶事でその事実を本会が確認した場合、代表理事が適当であると認める慶事 について、当該会員の同意の基に以下を行うことができる。
 - (1) 祝電(代表理事名)の送付
 - (2) 祝辞または紹介記事の会誌掲載
 - (3) 同じく本会ホームページへの掲載

(弔事)

- 第3条 本会会員の逝去を本会が確認した際には、役員会に報告し弔意を表し、次の通り対応する。
- 第4条 本会の名誉会員および役員(理事および監事)の逝去に際しては、下記(1)から(3)を行うことができる。
 - (1) 弔電(代表理事名)の送付
 - (2) 供花(代表理事名)
 - (3) 弔辞または追悼文の会誌掲載
- 第5条 本会の役員を歴任または貢献多大な会員の逝去に際しては、下記(1)から(2)を行うことができる。
 - (1) 弔電(代表理事名)の送付
 - (2) 追悼文の会誌掲載
- 第6条 本会会員の逝去に際しては下記を行うことができる。
 - (1) 訃報の会誌掲載

第7条 その他、代表理事が必要であると認める弔事については、弔辞、弔電、供花などを送ることができる。

(適用条件)

第8条 本規程による祝意又は弔意を表す際に、本人、家族、所属組織等から辞退の申し出がある場合にはそれに従う。

(本規程の改定について)

第9条 本規程の改定は、理事会の承認のもとに実施する。

附則

本規程は 2021年12月8日に制定し、同日より施行する。

改定記録

◆ 2021年12月8日

理事会の承認により制定。